

第3回 知多市バリアフリー基本構想策定協議会 議事要旨

■開催概要

日 時：令和元年11月1日（金） 14時00分～15時05分

場 所：知多市役所3階 協議会室

出席者：

学識経験者（知多市バリアフリー基本構想策定協議会会長）

大同大学工学部建築学科教授 嶋田 喜昭

福祉関係団体を代表する者

知多市身体障害者福祉協議会副会長 森山 宏樹

知多市手をつなぐ育成会会長 村井 英子

あゆみの会副会長 石井 延治

知多市老人クラブ連合会会長 竹内 司郎

NPO法人子育て支援を考える会TOKOTOKO理事 野澤 智子

コミュニティを代表する者

八幡コミュニティ会長 平松 鋼一

つつじが丘コミュニティ顧問 松久 仁夫

新知コミュニティ副会長 片桐 和夫

公共交通事業者を代表する者

名古屋鉄道株式会社土木部付部長兼建設課長 清水 和彦

知多乗合株式会社常務取締役バス事業本部長 荻本 正久

名鉄知多タクシー株式会社代表取締役社長 藤田 重記

市の職員

参与 木和田 亮

福祉部長 市田 政充

都市整備部長 安永 明久

オブザーバー

愛知県知多警察署交通課長 西岡 基

愛知県知多建設事務所建築課長 加藤 智信

事務局

都市計画課朝倉駅周辺整備推進室長 春日谷 真史

都市計画課朝倉駅周辺整備推進室 市川 隆人、有田 てるみ、加藤 悠

■議事内容

1 開会

都市計画課朝倉駅周辺整備推進室長よりあいさつ

2 報告事項

○第1回・第2回協議会における知多市バリアフリー基本構想に関する意見と対応について

事務局より、資料1を用いて説明。

特に意見無し

3 議題

○知多市バリアフリー基本構想（案）について

事務局より、資料2、資料3を用いて説明。

(会長)

特定事業とそうではない事業とがあるが、特定事業として決めたポイントは何か。また、資料2の47ページに特定事業の種類が記載されているが、公共交通特定事業や都市公園特定事業については位置づけがない。例えば朝倉駅はどのようになっているのか。

⇒特定事業にない施設は、これまでの取組で既に一定程度のバリアフリー化がなされているものと考えています。バリアフリー化が未実施の施設や今後整備される施設を特定事業として位置付けています。(事務局)

⇒朝倉駅についてはバリアフリー化がされているものと考えている。(公共交通事業者)

(コミュニティ)

知多運動公園の野球場やプールが重点整備地区に入っていないが、どのような理由か。

⇒知多運動公園内の施設について重点整備地区に入れるかどうか検討をしてみました。物産フードサイエンス1969知多スタジアムの入り口は朝倉駅から1km円内に入り、それより北側の野球場やプールの入り口は1km以上あるため重点整備地区には入れておりません。直線距離としては1kmに入っていますが、実際の移動経路としては1km以上となっています。(事務局)

(コミュニティ) 施設の入り口は1km円内に入っていないが、施設の一部は1km円内に入っている。今後実施するパブリックコメントでも同様の意見が出される可能性があるため、もう少し市民目線での回答を準備しておいたほうが良い。

(会長) 緊急にバリアフリー化を要するような状況でないのであれば重点整備地区に入れる検討をしてもよいのではないか。

⇒施設の状況なども確認し検討させていただきます。(事務局)

(コミュニティ)

現在の知多市総合計画が2020年度に終わり、次の計画に向けて動いていると思うが、バリアフリー基本構想はどのように位置づけられているのか。また、重点整備地区の整備が終わった後の他の4地区の整備計画はどのようになっているのか。

⇒総合計画の改訂の際にはバリアフリー基本構想との整合性を図っていくように調整していきたいと考えています。また、上位計画との整合性を図りながら、次の重点整備地区についても今後検討していきます。(事務局)

(コミュニティ) 朝倉駅周辺地区だけの記載では他の地区の人が今後、どうなるのか気になるだろうと思う。最終的には市全体を考えて欲しい。今後の展開についても記載して欲しい。

(コミュニティ)

資料2の58ページにある委員名簿に前任者の名前が記載されているが、これで良いのか。

⇒記載について検討させていただきます。(事務局)

(オブザーバー)

資料2の18ページについて、「重点整備地区の要件を満たす候補地区」とあるが、要件を満たすのであれば、それは重点整備地区ということである。表現を「重点整備地区の候補地区」とした方が語弊がないのではないか。19ページの文章も分かりにくいので、同様に修正してはどうか。

(会長) 皆さんが統一した理解ができるような文章に修正して欲しい。

(会長)

資料2の1ページではバリアフリー法の背景などを中心に書かれているが、障害者基本法や障害者差別解消法なども改正されていることから、これらも含めて、年表など経緯を整理してはどうか。

⇒記載について検討させていただきます。(事務局)

(会長)

パブリックコメントでは資料3の概要版のみを公表するのか。

⇒資料2と資料3の両方を公表します。一般の方向けには概要版を中心に説明していきます。
(事務局)

(オブザーバー)

概要版の最後のページにあるスパイラルアップの記載について、朝倉駅周辺地区だけではなく、市全体のスパイラルアップが必要ではないか。

(会長) 図中では計画、実施、評価、改善と表記されているが、P、D、C、Aも併記して欲しい。また、朝倉駅周辺地区だけではなく、他の地区にも展開していくことが分かるように文章を修正して欲しい。

(福祉関係団体)

概要版の3ページにある取り組みの実施主体及び整備目標の表について、いつ完成するのか分かりにくい。完成予定年度の記載があると分かりやすい。

⇒記載方法について検討させていただきます。(事務局)

(公共交通事業者)

基本構想を策定して、市としてバリアフリー化の開始などの宣言をするタイミングを設けるのか。また、これから駅前ロータリーの整備を進めるにあたっては、工事期間中の利用者に不便をかけることになる。宣言にあわせて整備が終わるまでの間は我慢して欲しいというようなお願いをしてもらえないと、事業者として非常に心苦しい。バリアフリー化と言いつつ利用者の不便になるということが矛盾していないか心配している。

⇒3月にはバリアフリー基本構想を策定したことを記者発表したいと考えています。また、工事期間中は、できる限り、不便にならないように配慮するとともに、情報を提供しながら進めていきたいと思えます。(事務局)

(会長) 利用者にはかに理解していただくかが重要である。

(会長)

概要版の3ページにある取り組みの実施主体及び整備目標の表において、生活関連経路の④⑤の記載がないのが不自然に感じる。前ページに記載はあるが、この表の下部にも注釈で同じような記載をした方が分かりやすい。

⇒修正させていただきます。(事務局)

(会長)

本日の意見への対応は、会長と事務局で行い、知多市バリアフリー基本構想(案)として、パブリックコメントを行う。

以上